

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
1	1. 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり (1) 情報発信・提供体制の充実	企画三課	携帯端末用アプリケーションの運用		・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。	
2		企画三課	ホームページの閲覧支援		・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を12言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にてテキスト版で随時更新を行う。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用出来るように、テキスト入力の方法等をアクセシビリティに配慮した内容となるよう、全庁を対象に年1回研修を行う。	
3		企画三課	点字・声の広報発行事業の実施		目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配布するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。	
4		健康づくり推進課	健康意識の啓発		すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。	
5		障害福祉課	様々なメディアや場を活用した情報の発信		必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
6		子育て支援課 子育てリフレッシュ館	子育て情報の配信		メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	
7		社会教育推進課	まちのせんせい活用事業の実施		生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない 講座・イベント/講師案内編）」、市ホームページ、市広報、クリーンカレンダーに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	
8	1. 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり (2) 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実	保健予防課	精神保健福祉相談		精神保健福祉の相談窓口として、医療・福祉など関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	
9		福祉総務課	重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（多機関協働事・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）		地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐし、支援プラン案の作成。重層的支援会議の開催等を行う。 また、支援を必要としている人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域とのつながりづくりを支援する参加支援事業を行う。	
10		福祉総務課	重層的支援体制整備事業に係る庁内連携の取組		寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議の開催や重層推進員との連携を通じて、本市における重層事業の取り組みについて検討及び決定を行う。 指名された重層推進員に対して研修などを行うことで資質の向上に努める。	

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
11		保護課	就労支援事業の推進		就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	
12		保護課	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施		生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、居住支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	
13		保護課 教育指導課	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施		教育委員会と連携を図りながら、引き続き、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施する。	
14		保護課	生活困窮者自立支援事業庁内会議の実施		生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行う。	
15		高齢介護室	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の運営		各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	高齢者保健福祉計画
16		高齢介護室	地域ケア会議の開催		地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	高齢者保健福祉計画
17		障害福祉課	自立支援協議会等の開催		保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
18		障害福祉課	地域生活支援拠点等の整備		地域生活支援拠点システムの整備として親なき後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
19		障害福祉課	愛情のバトン事業		・「親の愛情」を次の支援者につなぐ「バトン」の作成・配布 ・「バトン」の記入支援及び提出の委託	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
20		障害福祉課	親なき後サポートノート普及事業		・障害者の今後の生活を見据えた「サポートノート」の作成・配布 ・「サポートノート」の記入支援及び提出の委託	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
21		障害福祉課	就労支援事業の推進		・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
22		こどもを守る課	ねやっCo相談ステーション		母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して相談支援を行い、切れ目なく、漏れなく対応・支援することを目指す。	第3期子ども・子育て支援事業計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
23		こどもを守る課	ヤングケアラー支援事業		・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐための体制を整備する。 ・既存の福祉サービスだけでは課題が解消されないヤングケアラーがいる家庭に、育児支援や家事支援等を行う訪問支援員を派遣する。	第3期子ども・子育て支援事業計画
24		こどもを守る課	母子家庭等就業・自立支援センター事業		母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行う。	第3期子ども・子育て支援事業計画
25		子育て支援課	こども家庭センター設置による母子保健、児童福祉との一体的な支援		妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠期から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図るとともに、こども家庭センターにおける母子保健担当として、妊娠婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に集約、蓄積することにより、児童福祉担当と一体となってより効果的な支援を行う。	第3期子ども・子育て支援事業計画
26		教育指導課	子どもサポート会議の開催		子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	
27		社会教育推進課	青少年の相談窓口		青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。	子ども・子育て支援事業計画
28		社会福祉協議会	“地域福祉のプラットホーム”としての機能の充実		校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、23の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。 各校区福祉委員会での福祉活動の話し合いは年800回を超える回数を重ねており、地域福祉活動の基本の実践を重ねる。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
29		社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカーの配置促進		・各コミュニティセンターエリアに6人のコミュニティソーシャルワーカーを配置。 ・まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
30		社会福祉協議会	包括的な相談事業		今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題に対応するため、相談につながりにくい方へ訪問などのアウトリーチ、社会に参加するための取り組みを進めていく。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
31		社会福祉協議会	緊急時安否確認（かぎ預かり）事業の実施		ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図り、事業推進に向けて21協力施設会議を開催すると共に、普及に向けた利用促進を図る。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
32		社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動の推進		担い手育成など小地域ネットワーク活動の諸課題を検討し、校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進める。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
33		社会福祉協議会	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施		生活困窮者からの相談内容に対して、支援調整会議を通じて策定した個別支援計画により支援を行っているが、特に就労準備支援事業では、相談者とのラポール形成を図りながら、作業体験、就労継続支援事業所等への体験入所等の個別のプログラムの他に、利用者同士でのグループワーク等集団を意識したプログラムを検討、実行する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
34		社会福祉協議会	生活福祉資金制度の実施		低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。 特に、特例貸付を利用した世帯へのフォローアップ支援として、生活状況を把握することに努める。 郵送での連絡に反応がない世帯や、また償還猶予や償還免除になった世帯に対し、生活状況の把握及び対応に取り組む。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
35	1. 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり (3) 福祉サービス提供体制の充実	指導監査課	社会福祉法人等への指導監査		社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。 (令和8年度予定) 〈指導〉 社会福祉法人等69件、指定居宅サービス事業者等77件、指定障害福祉サービス事業者等67件 計213件	
36		保護課	生活保護適正化事業の実施		市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	
37		高齢介護室	地域リハビリテーション活動の支援		高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者保健福祉計画
38		高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実施		高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施する。	高齢者保健福祉計画
39		高齢介護室	オンブズパーソン制度事業の実施		介護保険サービスと障害者自立支援サービスについて、市民から苦情や相談を受け付け、公正・中立な立場から必要なときは、是正措置を行います。	高齢者保健福祉計画
40		障害福祉課	障害福祉サービス苦情相談		苦情・相談を受け付け、公正・中立な立場から必要なときは、関係機関などに是正措置を要請します。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
41		子育て支援課	産後ケア事業の実施		宿泊型（ショートステイ）・通所型（デイサービス）は合わせて7回、居宅訪問型（アウトリーチ）は3回の利用としていたものを、すべて合わせて10回（ただし宿泊型は7回まで）の利用ができるように運用の改善を行った。引き続き、申請者のニーズに寄り添いながら事業を実施していく。	第3期子ども・子育て支援事業計画
42		子育て支援課	有償による支えあい活動の推進（子育て応援リーダー）		・乳幼児健康診査会場での来場者の安全配慮や兄弟の保育、また子育て支援施設での保育補助、保育所の送迎の同行など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。	

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
43		保育課	保育コンシェルジュの配置		保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
44		保育課	ねやがわ保育セミナーの開催（エージェンシー型教育A c t 1プラン）		保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
45		保育課	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（待機児童ZEROプランR 6）		保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舍借り上げ支援事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
46		保育課	保育士処遇改善事業の実施（待機児童ZEROプランR 6）		保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
47		保育課	保育補助者雇上強化事業の実施（エージェンシー型教育A c t 1プラン）		保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
48		保育課	保育士バンク事業の実施（待機児童ZEROプランR 6）		・就業のための保育士研修を実施（4回）する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
49		保育課	保育士修学資金貸付事業	◎新規	保育人材の安定確保と定着化を図るため、保育士を目指す学生を対象に、市内の保育施設で5年間就労すれば一部返還免除となる修学資金の貸付を行う。また、修学生に対して有償のインターンシップ制度を設けている。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
50		高齢介護室 保育課	グランマイスター倶楽部	◎新規	シニア層の生きがいと健康づくりにつながる「健康就労」の促進及び保育・介護分野における人手不足の解消を目的として、無料職業紹介事業を実施し、保育・介護分野における新たな担い手を育成するため、必要な資格取得と継続した就労を支援する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
51	2. 権利の尊重と擁護 (1) 権利擁護と生活支援の推進	福祉総務課	権利擁護の機能の構築		中核機関の設置に向けて、関係課と体制等について協議を行う。	
52		高齢介護室	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		権利擁護の一層の推進を図るために、ネットワーク会議の構成員が所属している団体に向けて、外部の専門家を招いて研修を実施し、対応力向上の一層の強化を図っていく。	高齢者保健福祉計画
53		高齢介護室	成年後見制度による支援の推進		判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行うとともに、市長申立て、親族申立てを行った資力のない高齢者等に助成を行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	高齢者保健福祉計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
54		社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の実施		精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組を行う。 特に、利用希望者本人から困っていることをきき、合わせて事業説明をして、本人の意思をふまえた利用申込受付を行う。また、各支援機関に対し、本事業でできること、できないこと等の内容について理解を深める取組を検討し実施する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
55	2. 権利の尊重と擁護 (2) 虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進	監察課	子どもへの暴力防止プログラムの実施		子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。	
56		監察課	子どものいじめ防止対策の推進		児童等の命と尊厳を守るため、市長部局がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関与する「行政的アプローチ」、被害者の告訴・訴訟等の法的な手続を支援する「法的アプローチ」及び学校で児童等の見守り等を行う「教育的アプローチ」によって、いじめゼロを目指す。 また、引き続き、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等と連携するとともに、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの抑止を図るため、「攻めの情報収集」として市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを、保護者にいじめ防止啓発チラシを配布し、行政的アプローチの更なる実効性を高める。	
57		人権・男女共同参画課	男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進		男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	第5期男女共同参画プラン
58		人権・男女共同参画課	DV被害者支援体制の充実		DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	第5期男女共同参画プラン
59		障害福祉課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。 また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
60		こどもを守る課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実		児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、のぼりや横断幕、懸垂幕、自治会回覧板による啓発、関係機関等の職員への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置する。	第3期子ども・子育て支援事業計画
61	3. 地域における支え合いの推進 (1) 共に生き、支え合う意識づくり	保健総務課	自殺対策		地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの配架を行い、自殺予防啓発を行う。	健康増進計画
62		高齢介護室	認知症サポーター養成講座		認知症の正しい知識の啓発。市民、企業、学校、地域など幅広い年代、対象に向けて、講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献する。	高齢者保健福祉計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
63		高齢介護室	地域支え合い推進事業の実施		地域支え合い推進員が高齢者と地域資源のコーディネートを行うにあたり、高齢者自身が情報を得る事が出来るよう広報やホームページ、地域での活動を通じて情報を発信します。また、地域資源情報管理システムを活用して幅広く情報を得ることができるようシステムの整備に努めます。	高齢者保健福祉計画
64		障害福祉課	担い手を増やしていくための学習機会の充実		・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
65		教育指導課	福祉の心を育む学習の実施		引き続き、関係機関と連携を図りながら、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間を中心に、体験学習のみならず、福祉の考え方への理解も含めた学習に取り組む。	
66		社会福祉協議会	学校・地域などでの福祉に関する学習や話合いの機会の充実		・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話合いを進め、啓発を行う。 ・地域貢献委員会と連携し、福祉従業者の講師派遣、プログラム作成を実施する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
67		社会福祉協議会	地域福祉活動の広報・啓発の推進		社会福祉協議会だより「虹」の年4回全戸配布、登録ボランティアグループの協力による公式ホームページの運営、SNS（Instagram、Facebook、X）の活用のもと、地域福祉活動の情報発信および住民の福祉意識の醸成を図る。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
68	3. 地域における支え合いの推進 (2) 地域における支え合い活動の促進	市民活動振興室	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握		福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	
69		市民活動振興室	地域協働協議会の活動に対する支援		地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、より実効性の高い施策を展開していくため、事業メニューの精査を図る。 また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。	第六次寝屋川市総合計画
70		保健総務課	持続可能な食環境づくり事業（ねやちょ筋プレミアム）		各ライフステージに合わせて筋肉量・筋力を維持・向上させる（ちょ筋）ためには、運動だけでなく、必要量のたんぱく質摂取が大切であることから、ねやちょ筋プレミアムの各事業で市民に食事面の啓発をする。	健康増進計画
71		保健総務課	健康増進計画の推進（ねやちょ筋プレミアム）		各ライフステージに合わせて筋肉量・筋力を維持・向上させることを「ちょ筋」と定義し、様々な健康施策の柱に据えて事業を行うことで健康寿命の延伸を図る。まちづくりなど他部局の事業にも健康の視点を盛り込み、一体的に実施する。	健康増進計画
72		健康づくり推進課	特定健診、保健指導事業の実施		40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。 また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	寝屋川市第3期国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）寝屋川市第4期特定健康診査等実施計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
73		健康づくり推進課	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施		75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。	
74		健康づくり推進課	大測定会・筋コツ事業（ねやちょ筋プレミアム）		・シルバー世代の市民を対象に、イベント、商業施設、地域で骨格筋量の測定を行う（筋コツ事業） ・65歳以上の市民でID登録をした方の筋肉量のランキングを行い、郵送で通知する ・各コミセン、保健福祉センターにジム機器の設置	
75		高齢介護室	高齢者の居場所づくり		介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、多様な機関の参画による高齢者の通いの場を調整するため、地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心とした専門職が、居場所の創出や調整を行う。	高齢者保健福祉計画
76		高齢介護室	高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業		福祉事業所だけでなく、配食事業者や配送業者などの民間企業等とも連携し、見守りネットワーク体制を引き続き構築する。 また、見守りネットワークへの参加事業者を増やしていき、見守りネットワーク体制の拡充を図る。	高齢者保健福祉計画
77		高齢介護室	老人クラブ連合会への活動支援		地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	高齢者保健福祉計画
78		高齢介護室	元気アップ介護予防ポイント事業の推進		高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	高齢者保健福祉計画
79		高齢介護室	介護予防普及啓発事業（介護予防教室・イベント）		介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	高齢者保健福祉計画
80		障害福祉課	基幹相談支援センター		障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害福祉計画（第7期）及び 障害児福祉計画（第3期）
81		こどもを守る課	子ども食堂支援事業の実施		子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂の開設・運営を支援する。	第3期子ども・子育て支援事業計画
82		子育てリフレッシュ館	子育て総合支援拠点　子育てリフレッシュ館の運営		子どもの遊びスペース、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図るとともに子育てコンシェルジュや子育て応援サポーターの子育て相談等も活用していただくことで、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。 また、寝屋川市に転入した子育て世代の方に対し、情報提供や参加者同士の交流を目的としたイベントを実施し、各利用者に必要な支援につなげる。	
83		社会教育推進課	青少年の居場所づくり事業		市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、青少年の健全育成や交流を促進する。	子ども・子育て支援事業計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
84		社会教育推進課	地域教育協議会運営事業		中学校区に設置している地域教育協議会において、子どもたちが豊かな体験活動を経験できる事業、地域住民との協働による取組、社会規範・マナーを学ぶ事業等を実施し、青少年健全育成と地域教育コミュニティの更なる向上を図る。	
85		社会福祉協議会	校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援		・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援し、特に見守り協力員育成に向けて取り組みを進める。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
86		社会福祉協議会	地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握		校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援し、緊急対応時も考慮し、意見交換をもとに新聞配達等訪問型事業者との連携に向けた取り組みを進める。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
87		社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施		地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内18か所）の取組を進める。 また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所、サロンなどの取り組み併設開催など、ニーズの把握強化に向けた取組を進める。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
88		社会福祉協議会	見守りネットワークの充実		単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちな人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守り協力員増員等見守りネットワークづくりを強化していく。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
89		社会福祉協議会	地域の資源をいかした活動拠点の充実		社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
90	3. 地域における支え合いの推進 (3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり	市民活動振興室	地域活動の支援による持続可能な地域コミュニティの実現		共助の重要性を踏まえ、不動産関係団体等とも連携し、地域住民の自治会への加入その他地域活動への参画・参加を促進するため、広報その他の啓発活動を行う。 また、地域団体の担い手にかかる負担軽減を図るため、市からの協力依頼等を行う際には、負担が過重にならないよう配慮する。	
91		福祉総務課	民生委員・児童委員活動の支援		民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	
92		福祉総務課	社会福祉協議会への活動支援		寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	
93		高齢介護室	地域支え合い推進事業の実施		介護予防・生活支援サービス事業における担い手の養成を継続して行うとともに、地域支え合い推進員を配置し、地域住民だけでなく、事業者との連携も図りながら、多様な主体による生活支援体制を整備する。	高齢者保健福祉計画
94		高齢介護室	ボランティア養成研修		高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者保健福祉計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
95		高齢介護室	地域介護予防活動支援事業（元気アップ体操サポーター養成講座、自主活動支援、通いの場介護予防活動支援補助）		元気アップ体操サポーターの養成、活動支援、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の支援を推進する。	高齢者保健福祉計画
96		社会福祉協議会	地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成		各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。また、子どもたちがボランティア活動に参加する事業として校区福祉委員会とボランティアポイント（モデル）事業を実施する。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
97		社会福祉協議会	ボランティア活動の需給調整		ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
98		社会福祉協議会	社会福祉法人のネットワークづくり		社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、地域貢献委員会として、各施設から食品を提供してもらい、生活困窮者支援に活用する。フードドライブ活動に取り組む他、大阪府社協の市町村域しあわせネットワーク活動支援にも取り組む。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
99		社会福祉協議会	担い手のネットワークの充実		登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
100	4. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり (1) 生活安全対策の推進	防災課	避難行動要支援者名簿による迅速かつ的確な安否確認が行える仕組みの構築		避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	
101		市民活動振興室	更生保護団体への支援		更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	
102		高齢介護室	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布する。	高齢者保健福祉計画
103		高齢介護室	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり		災害発生時に迅速に対応できる体制を整備し、高齢者等の防災施策において特に配慮を要する人への支援体制の構築に努め、関係機関等との連携を強化し、お互いが支え合える支援体制を構築します。	高齢者保健福祉計画
104		社会教育推進課	学校安全体制整備推進事業		各小学校区において、自治会・PTA・防犯委員をはじめとした地域の方々で組織された子どもの安全見守り隊が実施する登下校時の見守り活動や地域パトロールカーによる巡回パトロールを支援する。	
105		社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		見守り協力員増加など平常時からの見守り体制強化も推進しつつ、緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画

■第5次地域福祉計画に位置付ける事業の令和8年度取組について

資料3

No.	施策の方向性 施策の取組	担当課	事業	事業区分	取組内容（第5次地域福祉計画）	進捗管理を行う計画
106		社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり		災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図る。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画
107	4. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり (2) 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境づくり	高齢介護室	福祉有償運送サービスの実施		地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	高齢者保健福祉計画
108		高齢介護室	居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の実施		手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に、自己負担分を除いた金額（上限20万円）を介護給付費として支給することで、暮らしやすい生活環境づくりを推進します。	高齢者保健福祉計画
109		障害福祉課	福祉有償運送サービスの実施		地域のボランティアの協力の下、福祉車両を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
110		障害福祉課	移動支援事業の実施		単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）
111		障害福祉課	・重度障害者住宅改造助成 ・日常生活用具の給付（住宅改修費：居宅生活動作補助用具）		住宅改修等に関わる助成制度について、ホームページや福祉のてびきで周知を図ります。	障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期） （日常生活用具のみ）
112		交通政策課	乗合い事業		シルバー世代や妊婦等が利用できるデマンドタクシーを運行し、シルバー世代等の外出促進を図る。また、令和7年10月1日から、利用者証の発行及び利用回数制限等の事業スキームを見直すとともに、残り8地区の拡大について、実証実験による検証を進める中で検討する。	地域公共交通計画
113		交通政策課	公共交通利用促進補助事業		交通系ＩＣカード利用金額の一部を補助し、公共交通（バス・電車）の利用促進を図る。	地域公共交通計画
114		社会福祉協議会	移送サービス、外出援助サービスの充実		活動に携わるボランティアの増員に向けた取組みを検討・実施し、持続可能な運行体制の検討などを踏まえ、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	第4次寝屋川市地域福祉活動計画